

吹田市水道部公告第46号

自家用電気工作物保安管理業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和2年7月3日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 自家用電気工作物保安管理業務(長期継続契約)
- 2 業務場所 吹田市南吹田3丁目3番60号ほか
- 3 履行期間 令和2年10月1日から令和5年9月30日24時まで
* 本件契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。
* 契約締結後、令和2年9月末までは業務引継ぎ期間とする。
- 4 業務概要 本業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条の2の規定により、「電気工作物の保安管理業務」を外部委託するものである。
 - (1) 法定点検
 - (2) 電気事故(故障)対応
 - (3) 絶縁監視
 - (4) 届出等手続き
 - (5) 新設又は変更時の竣工試験(工事中の点検含む)
 - (6) 絶縁用保護具の絶縁耐力試験
 - (7) 試験機器の校正
 - (8) 業務引継ぎ
 - (9) その他
- 5 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 契約の保証
落札者は、次の各号に掲げる契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 吹田市の競争入札参加有資格者名簿登載業者（物品等各種契約）であり、参加希望業種が施設管理又は施設保守点検の電気設備であること。
- (3) 吹田市の競争入札参加資格者名簿に登録後、1年を超えていること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 共同企業体による参加者でないこと。
- (7) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）からの法人発注で同規模以上の建物に係る自家用等電気工作物の保安管理業務を元請として受託した実績があること。
- (8) 本業務を総括する本社・支店又は営業所（商業登録済）が大阪府内にあること。
- (9) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札参加資格確認申請書及び(2)に示す資料を所定の日時、及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 資料

7 入札参加資格の(7)の要件を満たす実績報告書（契約書の写しを添付すること。）

- (3) 申請書類の交付及び受付場所

- ① 交付期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月17日（金）まで

- ② 申請書等の取得方法

吹田市水道部のホームページ（ホーム>組織一覧>水道部>企画室>水道部契約・入札情報>

一般競争入札（物品・委託業務等）情報＞同公告様式）からダウンロードすること。

③ 受付日時

令和2年7月6日（月）から令和2年7月17日（金）午後5時まで

なお、申請書類は持参もしくは郵送とする。

（但し、郵送の場合は、締切日まで必着とし、締切以降は受けしないものとする。）

④ 受付場所

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部 水道部本館3階企画室

(4) 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認の結果は、令和2年7月21日（火）、申請者にFAXにより通知する。

また、入札参加資格を有すると認められた者については、併せて案内も通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(5) その他

① 現場説明会は開催しない。

② 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

④ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

⑤ 資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

⑥ 期限までに申請書を提出しない者又は吹田市水道部が入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月17日（金）午後4時までとし、電子メールにより受け付ける。

質疑書の様式（様式2）は吹田市水道部のホームページ（ホーム＞組織一覧＞水道部＞企画室＞水道部契約・入札情報＞一般競争入札（物品・委託業務等）情報＞同公告様式）からダウンロードすること。受付メールアドレス 「23 問い合わせ先」のとおり。

(2) 回答期日

令和2年7月21日（火）までに電子メールにより、入札参加者に回答する。質疑がなかった場合は、「質疑なし」として電子メールを送信する。

10 入札の日時及び入札場所

入札日時 令和2年7月27日（月）午前11時00分（時間厳守）

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部 本館4階 入札室

11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

1.2 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届(様式3)を提出するものとする。
入札辞退届の様式は吹田市水道部のホームページ(ホーム>組織一覧>水道部>企画室>水道部契約・入札情報>一般競争入札(物品・委託業務等)情報>同公告様式)からダウンロードすること。

1.3 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.4 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1.5 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

1.6 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

1.7 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部(以下「部」という。)は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の①から④までのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ① 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - ② 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外

措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

- ③ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- ④ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) (1)の①から④の規定により落札決定を取り消したことについて、部は一切の責めを負わないものとする。

18 契約の締結 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

20 契約予定日 令和2年8月3日(月)

21 予算の減額又は削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る部の支出予算において減額又は削除があった場合、部は、この契約を変更し、又は解除することができる。

22 その他

(1) 落札者となった場合、受託者の負担において、配置予定従事者に、契約後速やかに本件業務の研修を履行場所にて受けさせ、9月末日までに引継等を完了させること。

また、業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。よって、部は、準備業務に係る費用を別に支払わない。

(2) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。

23 問い合わせ先

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部企画室経理グループ(水道部本館3階)

電話 (06)6384-1253(直通)

FAX (06)6384-1902

メールアドレス w-keiri@city.suita.osaka.jp